

様式第4号（第8条関係）

特殊集団住宅の戸別検針等に関する契約書

吉川市水道事業 吉川市長 （以下「甲」という。）と
所有者 _____（以下「乙」という。）とは、
吉川市 _____
建築物名 _____ の特殊集団住宅における給水装置に
係る戸別検針等に関して次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、特殊集団住宅における給水装置に附帯して設置された
受水槽以降の装置（以下「給水設備」という。）に係る水道メーター
（以下「各戸メーター」という。）の戸別検針（以下「戸別検針」と
いう。）及び水道料金の戸別徴収（以下「戸別徴収」という。）の事務
を甲に委託し、甲はこれを受託する。

（メーターの設置）

第2条 甲は、次に掲げるメーターを乙に無償で貸与する。ただし、
メーターの設置は、乙がその費用をもって工事を施工するものとす
る。

- （1）受水槽までの給水装置に設置する水道メーター（以下「親メーター」という。）
- （2）共用栓に使用するメーター
- （3）各戸メーター

（加入者分担金）

第3条 乙は、各戸メーターの口径及び個数に応じて吉川市水道給水条例
（昭和54年吉川町条例第2号。以下「条例」という。）第7条に定め
る加入者分担金を、甲に指定された期限内に納付しなければならない。

2 検定満期に伴うメーター交換は、甲の負担で行う。

（維持管理及び保全）

第4条 給水設備の維持管理及び受水槽以降の水質の保全については、乙
の責任で管理しなければならない。

（検査）

第5条 甲は、特殊集団住宅として認定している期間について、甲が必要
と認めた場合は、乙の所有する給水設備の検査を行うことができる。

2 乙が前項の検査により異常を認めるときは、乙は甲の指示に従い、乙
の費用でこれを是正しなければならない。

3 乙は、甲の検査に対し、協力して対処しなければならない。

（料金内容）

第6条 甲が、乙に請求する水道料金は次に掲げるとおりとする。

- （1）共用栓の使用水量
- （2）親メーターの計量による使用水量が、各戸メーターの合計使用水量

よりも3%を超えた場合は、その超えた水量。

(所有者の責務)

第7条 乙は、次に掲げる事項について、水道を使用する戸別の使用者(以下「使用者」という。)の協力が得られるよう努めなければならない。

(1) 使用者が次の事項に該当するときは、条例を準用し、所定の届出を甲に提出すること。

ア 水道の使用を開始するとき。

イ 水道の使用を休止するとき。

ウ 水道の名義を変更するとき。

エ 水道の再使用をするとき。

(2) 使用者が水道料金を口座振替により納付すること。

(代理人の選定)

第8条 乙は、給水設備の管理を第三者に委託した場合は、所有者代理人届(様式第5号)を甲に届け出なければならない。

(所有者の変更)

第9条 乙は、所有者を変更したときは、所有者変更届(様式第6号)を甲に届け出なければならない。

2 乙は、新所有者にこの契約内容を周知しなければならない。

(契約期間)

第10条 この契約の有効期間は、契約締結日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれから意思の表示がない場合は、この契約は更に1年間契約が更新されるものとし、以後についても同様とする。

(契約外の事項)

第11条 この契約書に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して甲の指示に従うものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

(甲) 埼玉県吉川市大字会野谷496番地
吉川市水道事業
吉川市長

(乙) 住 所

氏 名

印